

鹿沼テニス協会 会則

改訂履歴	
制定日	平成18年3月12日(総会承認)
一部改定	平成22年3月28日(総会承認)
一部改定	平成29年3月19日(総会承認)

第一章 総則

第1条 名称

この会を「鹿沼テニス協会」と称する。

第2条 事務所

この会の事務所を、会長宅に置く。

第3条 目的

この会は、鹿沼市の硬式テニスの普及振興を図ることにより、市民の体力増強、スポーツマンシップの高揚、及び親睦を図ることを目的とする。

第4条 事業

この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ①硬式テニス大会等の事業を主催・後援・公認すること。
- ②他の協会等が開催するテニス大会等に、協会の代表選手を派遣または推薦すること。
- ③鹿沼市内外のスポーツ団体と交流すること。
- ④その他この会の目的を達成する為に必要な事業を行うこと。

第5条 組織

この会は、鹿沼市及びその近郊に活動拠点があるテニスクラブ、団体、学校等のうち、この会への加入手続きを終了したもの（以下「登録団体」という）をもって組織する。

第二章 役員

第6条 役員

1. この会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名
理事長	1名
専務理事	5名
常務理事	若干名
監事	2名
顧問	若干名
2. 役員任期は2年とし、兼任・再任は妨げない。
3. 任期中に欠員が生じた場合は、前任者が所属する登録団体から後任者を選出し、残任期間の職務にあたらせる。

第7条 役員の仕事

役員の仕事は次の通りとする。

- ①会長はこの会の事業を総理し、この会を代表する。
- ②副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- ③理事長は役員会を総理する。
- ④専務理事は会長を補佐し、総会議決に基づきこの会の事業を総合的に執行する。
- ⑤常務理事は会長を補佐し、総会議決に基づきこの会の特定の事業を専門的に執行する。
- ⑥監事はこの会の会計、および専務・常務理事の業務執行状況を監査する。
- ⑦顧問はこの会の事業に意見または助言を与えることができる。

第8条 役員を選出

役員を選出は次の各号による。

- ①正・副会長、理事長は、役員会が登録団体の中から推薦者を選出し、総会において決定する。
- ②専務理事は登録団体による持ち回り制とし、当該順番となった登録団体が各1名の推薦者を選出し、総会において決定する。
- ③常務理事は、必要に応じて会長が推薦者を選出し、役員会において決定する。
- ④監事は、役員会が推薦者を選出し、総会において決定する。
- ⑤顧問は、必要に応じて会長が推薦者を選出し、総会において決定する。

第三章 会議

第9条 会議

この会の議決機関は次の通りとする。

- ①総会
- ②役員会

第10条 総会

- 1. 総会は役員と登録団体の代表者によって構成し、会長がこれを召集する。
- 2. 総会は次の事項について協議し、承認する。
 - ①事業計画・事業報告・予算案
 - ②役員を選出
 - ③会則の改廃
- 3. 総会は登録団体の2/3以上の出席をもって成立し、決議は出席した代表者の過半数の賛成または反対による。

第11条 役員会

- 1. 役員会は正・副会長、理事長、専務理事、および常務理事によって構成し、会長又は理事長がこれを召集する。又、必要に応じ顧問に出席を要請することができる。
- 2. 役員会は次の事項を審議・遂行する。
 - ①総会に提出する事業計画案、事業報告、予算案、決算報告の作成
 - ②役員を推薦
 - ③新規団体の加入承認
 - ④事業の実施方法に関する事項
 - ⑤協会の運営に必要な細則の決定
 - ⑥その他必要な事項

第四章 会計

第12条 経費

この会の経費は、登録団体の納入する登録料・補助金その他の収入を持ってあてるものとする。

第13条 会計年度

この会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

第14条 会計監査

監事は、その年度の会計を監査し、結果を総会に報告する。

第五章 設立年月日

本協会は、1976年4月1日設立とする。

第六章 附則

この会則は平成29年4月1日から施行する。

【組織図】

